

議案第17号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への加入に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(変更予定名称 大阪広域環境施設組合)へ加入することに関し、次のとおり関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 大阪広域環境施設組合理約

(組合の名称)

**第1条** この組合は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合の構成団体)

**第2条** 組合は、大阪市、八尾市、松原市及び守口市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

**第3条** 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分に関する事務並びにこれらに附帯する一切の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

**第4条** 組合の事務所は、大阪市内に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

**第5条** 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は22人とし、構成団体の議会において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市にあっては15人を、八尾市にあっては3人を、松原市にあっては2人を、守口市にあっては2人をそれぞれ選挙する。

- 2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した構成団体の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。
- 3 組合議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。
- 5 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

**第6条** 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、構成団体の長の互選により定める。
- 3 副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。
- 5 第1項に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。
- 6 会計管理者及び前項の職員は、管理者が任命する。

(監査委員)

**第7条** 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任されるものにあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期による。

(運営協議会)

**第8条** 組合に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、別表第1に掲げる者で組織する。

3 運営協議会は、組合の規約の変更、重要な計画の策定その他組合の運営に係る重要事項について協議する。

(組合の経費の支弁の方法)

**第9条** 組合の経費は、構成団体の分担金、電気の供給に係る収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合（以下「ごみ量割」という。）を基本とし、大阪市が組合に土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びにごみ処理施設の立地状況及び整備状況を勘案し、調整するものとする。

3 ごみ量割は、別表第2の経費区分の欄に掲げる経費に応じ、それぞれ同表の分担割合の欄に定める割合とする。

(一般廃棄物処理計画に係る調整)

**第10条** 構成団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ組合に協議するものとする。

(補則)

**第11条** この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。  
(大阪市から貸付けを受ける土地等)
- 3 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する土地のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している土地であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で貸し付けるものとする。
- 4 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する建物のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している建物であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で譲渡するものとする。
- 5 前項の規定により譲渡された建物に係る地方債の元利償還金その他償還に要する経費は、組合が負担する。
- 6 第3項の規定により大阪市から貸し付けられた土地を第3条に規定する事務に供しなくなった場合又は組合が解散する場合は、当該土地を大阪市に返還するものとする。

**附 則**

- 1 この規約は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の日から平成32年3月31日までの間におけるこの規約による改正後の大阪広域環境施設組規約第3条、第9条及び別表第2の規定の適用については、第3条中「事務」とあるのは「事務（守口市に関するものを除く。）」と、第9条第1項及び第2項並びに別表第2中「構成団体」とあるのは「構成団体（守口市を除く。）」とする。

**別表第1（第8条関係）**

大阪市における廃棄物の処理及び清掃に関する事務を分掌する組織の長
八尾市副市長
松原市副市長
守口市副市長

**別表第2（第9条関係）**

経費区分	分担割合
ごみ焼却に関する経費	ごみ焼却施設への搬入ごみ量割
破碎処理に関する経費	ごみ破碎処理施設への搬入ごみ量割
北港処分地に関する経費	北港処分地への埋立ごみ量割

大阪湾広域臨海環境整備センターが整備する広域処理場における埋立処分に要する経費	広域処理場への搬出ごみ量割
ごみ処理施設の建設に関する経費	構成団体の定める計画ごみ量割

備考 搬入ごみ量、埋立ごみ量及び搬出ごみ量は、当年度の実績とし、計画ごみ量は、構成団体が策定する一般廃棄物処理計画で定める計画ごみ量とする。